

事業計画の概要

1 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、13号廃棄物(これらは、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2 埋立処分の方法

前期(2014~2017年度の4年間)：廃棄物投入船(台船)による薄層埋立
後期(2018年度以降)：陸上片押し

3 浸出水の処理方法

余水処理施設で処理した後、公共海域に放流する(処理能力：460m³/日)。
放流水の水質は、周辺海域環境を勘案し、著しい負荷とならないよう適正に管理する。

4 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分量 (t/月)	性状	排出事業場 所在地	処分方法	処分場の名称
1	廃プラスチック類	0.1	板状、破片状	受入区域内の 各排出事業場	埋立処分	徳山下松港新南陽 広域最終処分場
2	金属くず	0.2	板状他	〃	〃	〃
3	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず	15	破片状、塊状	〃	〃	〃
4	がれき類 (紙くず・木くず・繊維くず含む)	85	板状、破片状、塊状	〃	〃	〃
5	紙くず	0	建設含有資材			
6	木くず	0	木質系セメント板 廃材	〃	〃	〃
7	繊維くず	0	建設含有資材			
8	ゴムくず	0		〃	〃	〃
9	燃え殻	90	粉状	〃	〃	〃
10	汚泥	1100	泥状	〃	〃	〃
11	鉱さい	3500	粉状	〃	〃	〃
12	ばいじん	8	粉状	〃	〃	〃
13	13号廃棄物	0	粉状、粒状、破片 状、塊状	〃	〃	〃

5 処分業務の具体的な計画

◇ 処分業務を行う時間

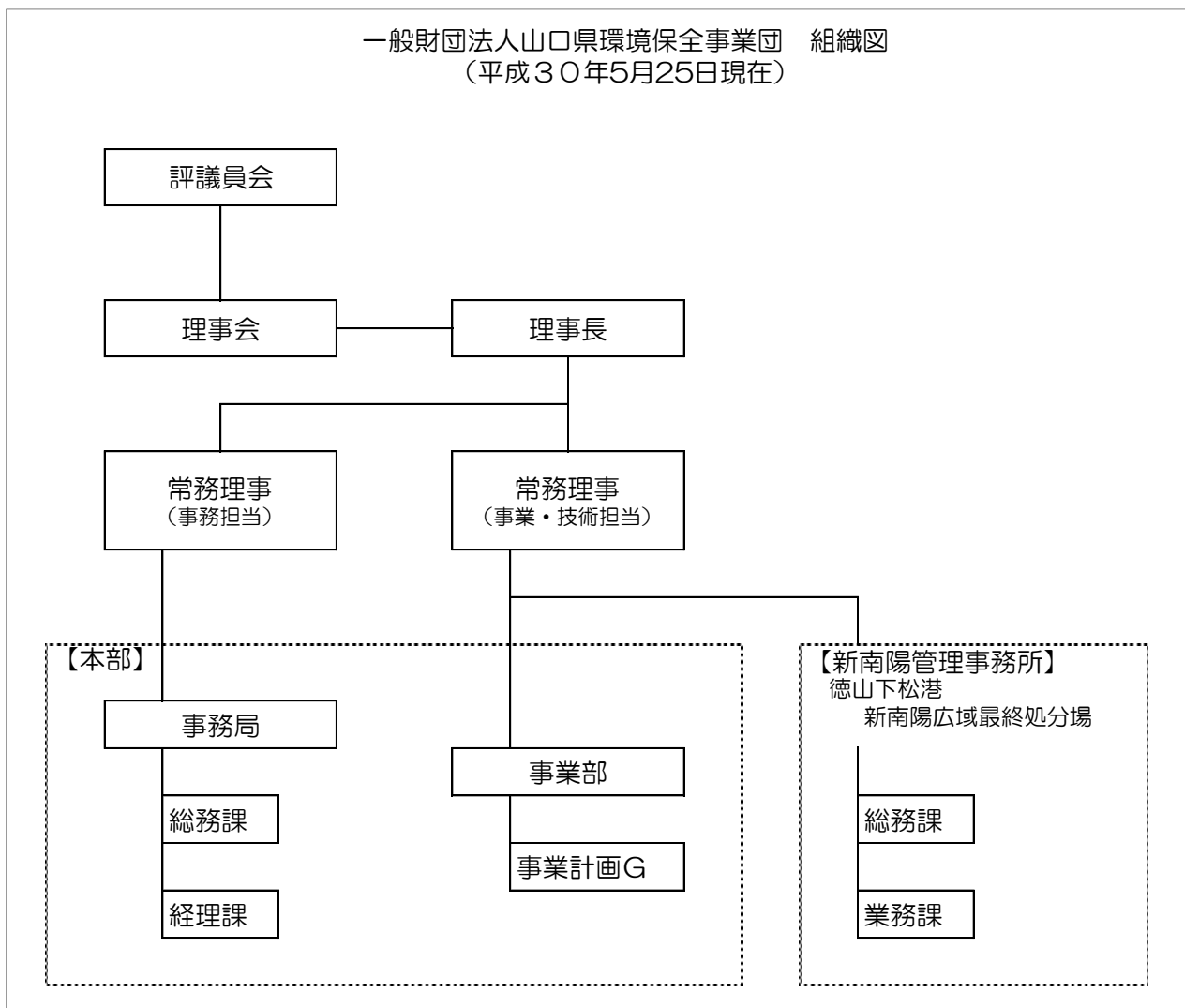
業務時間：8:30～17:15

受入時間：9:00～11:30 ， 13:00～16:00

◇ 休業日

土、日曜日及び祝日（振替休日を含む）、12月29日～1月3日

◇ 組織及び従業員数：下図のとおり。



6 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置：該当無し

(2) 保管施設において講ずる措置：該当無し

(3) 最終処分場において講ずる措置

① 搬入廃棄物

法令等に基づき設定した受入基準と合致しているかを検査して、検査に合格したものを埋立処分する。

検査は、「書類審査」、「目視検査」、及び、「展開・分析検査」の3段階で実施する。

② 余水処理

余水は、余水処理施設により適切に処理した後、公共海域に放流する。

放流水は、関係法令を遵守することはもとより、自主基準を設定して適正に管理する。

<自主基準項目>

項目	処理目標(自主基準)	排水基準(参考)
水素イオン濃度(pH)	6.0 以上 9.0 以下	5.0 以上 9.0 以下
化学的酸素要求量(COD)	20 mg/L 以下	90 mg/L 以下
浮遊物質(SS)	10 mg/L 以下	60 mg/L 以下

③ 廃棄物の飛散防止

- ・埋立地周辺には飛散防止フェンスを設置している。
- ・展開検査時及び検査結果待ちの廃棄物にはカバーを設置する。
- ・搬入車両の荷台にはカバー等を設置するよう指導する。
- ・搬入車両の退出時に付着廃棄物が飛散しないように洗車設備を通過させる。
- ・台船への積込部(ダンプ設備)にシュートを設置している。
- ・台船内の廃棄物や作業場所に適宜散水等を実施する。
- ・台船に積み込んだ廃棄物が飛散しないように台船にカバーを設置している。
- ・台船による薄層埋立は水中投入である。
- ・陸上埋立の廃棄物には性状に応じて覆土を施工し、適宜、散水を実施する。

④ 公共水域及び地下水の汚染防止

- ・余水は余水処理施設で処理し放流する。
- ・放流水質には自主管理基準を設ける(②余水処理<自主基準項目>参照)。
- ・放流水質及び海域水質のモニタリングを実施する。
- ・放流口は干潟への影響や閉鎖水域を避け、著しい排水の停滞を招くことのない場所に設置している。

⑤ 騒音・振動の発生防止

- ・埋立作業は通常の時間帯に行い、早朝及び夜間の作業は避ける。
- ・施工機械の始業前点検を実施し性能維持に努め、整備不良による騒音・振動の発生を防止する。
- ・施工機械は、低騒音・低振動型の機械を採用し、空吹かし、高負荷での運転を避ける。

⑥ 衛生害虫等の発生防止

- 受け入れる廃棄物は汚泥(無機性)、鋳さい、燃え殻、がれき類等の産業廃棄物であり、廃棄物自体には衛生害虫が発生したり、カラス・野犬等の誘因源は存在しない。
- 水中部を除き即日覆土を施すことで衛生害虫等の発生防止に努める。
- 状況に応じて、殺虫剤の散布等、衛生害虫の発生防止に努める。

⑦ 火災の発生防止

- 陸上埋立に際し適正な覆土を施工する。
- 消火に当たって直ちに覆土が行えるように覆土材をストックする。
- 消火器等を常備する。

⑧ 環境監視

ア) 放流水

- 水質検査項目、基準値及び測定頻度は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下、「基準省令」という)」に準じて行うが、pH、COD、SSについては、更に厳しい自主基準値を設定するとともに、測定頻度は常時監視とする。

イ) 保有水

- 放流水の検査項目、基準値及び測定頻度を参考に監視する。

ウ) 周辺海域の水質

- 水質検査項目、基準値及び頻度は、「基準省令」を基本とし、水質汚濁に係る環境基準を網羅させる項目で監視し(別紙-4 参照)、測定地点は処分場周縁の3箇所とする。

エ) その他監視項目

- 参考指標として、必要に応じて以下の監視項目を設定する。

分類	観測項目	観測地点
気象等	風向、風速、降雨量	管理棟付近
	処分場内水位	処分場内
大気	粉塵(目視観察)	管理棟付近
騒音	騒音レベル	管理棟付近
振動	振動レベル	管理棟付近
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数	管理棟付近
底質	化学分析	周辺海域
赤潮	濁度、溶解性 T-N、溶解性 T-P、クロフィルα、植物プランクトン	処分場内

